

副 本

令和元年(ワ)第172号、令和2年(ワ)第216号、令和3年(ワ)第181号
違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外7名
被告 金井 豊 外3名

令和4年9月21日

準 備 書 面 (9)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



被告ら及び補助参加人は、本準備書面において、第10回口頭弁論における御庁の指示に従い、原告らの令和2年11月30日付け第9準備書面第2の6(2)①及び②について述べるとともに、令和4年6月28日に開催された補助参加人の第98回定時株主総会について述べる。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。

第1 原告ら第9準備書面第2の6(2)①及び②について

1 はじめに

原告らは、第9準備書面第2の6(2)①及び②において、本件原子力発電所の使用済燃料貯蔵プール¹（以下「燃料プール」という。）について「証明を求める」（同書面14頁）としている。

この点、燃料プールの安全性については、新規制基準の対象とされており（新規制基準においては「使用済燃料の貯蔵施設」「使用済燃料貯蔵槽」と表記。）、補助参加人は、新規制基準をも踏まえて燃料プールの安全性を十分に確保しているところである。

そこで、以下、新規制基準における使用済燃料の貯蔵施設に係る規定・要求を概説し、補助参加人が新規制基準をも踏まえて燃料プールの安全対策を講じており、補助参加人に会社法360条の要件である「回復することができない損害が生ずるおそれ」はなく、被告らに善良注意義務及び忠実義務違反はないことを明らかにした上で（後記2），上記「求証明」について述べる（後記3）。

¹ 本件原子力発電所において発生する使用済燃料は、本件原子力発電所から搬出されるまでの間、原子炉建屋内に設けられた燃料プール中の使用済燃料貯蔵ラックに収納され、一定の水位を保って冷却貯蔵されている。

2 被告らに普管注意義務及び忠実義務違反はないこと

(1) 新規制基準における使用済燃料の貯蔵施設に係る規定・要求

ア 燃料プールにおいて考慮すべき自然現象等

新規制基準である「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。)

4ないし6条において、使用済燃料の貯蔵施設について、「使用済燃料の貯蔵施設は、設計基準対象施設²であり、安全機能を有することから安全施設³に区分されており、地震による損傷の防止（同規則4条）、津波による損傷の防止（同規則5条）、外部からの衝撃による損傷の防止（同規則6条）等の設計基準対象施設、安全施設に係る事項が要求されている。」（乙15の197頁）ところである。

さらに、設置許可基準規則7条において人の不法な侵入等の防止、同8条において火災による損傷の防止、同9条において溢水による損傷の防止が、それぞれ要求されているところである（乙15の130、131、184頁）。

イ 燃料プールの設計に係る要求事項

新規制基準では、設置許可基準規則16条において、使用済燃料の貯蔵施設について、「使用済燃料が臨界に達するおそれがないものとすること（同規則16条2項1号ハ）、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする

² 設計基準対象施設とは、発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものをいう（設置許可基準規則2条2項7号）。

³ 安全施設とは、設計基準対象施設のうち、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能を有するものをいう（設置許可基準規則2条2項8号）。

こと（同規則16条2項2号イ、4項1号）などのほか、使用済み燃料貯蔵槽にあっては、貯蔵された使用済燃料が崩壊熱⁴により溶融しないものであって、最終ヒートシンク⁵へ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること（同規則16条2項2号ロ）などを要求している。」（乙15の198頁）ところである。

なお、「福島第一原子力発電所事故における教訓としては、事故発生時に外部電源が利用できなくなった際に使用済燃料貯蔵槽の水位が把握できなかつたことが挙げられる。この教訓を踏まえ、外部電源が利用できない場合においても、使用済燃料貯蔵槽の温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項を監視することができるものとすること（設置許可基準規則16条3項2号）を要求している。」（乙15の198頁）ところである。

ウ 重大事故等の発生防止対策

新規制基準では、設置許可基準規則37条3項において、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものでなければならないとされているところである（乙15の201頁）。

そこで、設置許可基準規則54条において、使用済燃料の

⁴ 崩壊熱とは、放射性物質が自発的に放射線を放出して他の物質に変換する現象（崩壊という。）に伴って放出される熱をいう。

⁵ 最終ヒートシンクとは、発電用原子炉施設において発生した熱を最終的に除去するるために必要な熱の逃がし場をいう（設置許可基準規則2条2項34号）。具体的には、海、河、池、湖又は大気をいう。

貯蔵施設について、「重大事故等対処施設⁶として、補給水系が損傷することなどにより使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合を想定し、代替注水設備として可搬型代替注水設備を配備するなど、貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための設備を求めている（設置許可基準規則54条1項）。さらに、同規則54条2項は、使用済燃料貯蔵槽の損壊による水の喪失など、大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において、ポンプ車、スプレイヘッダ等の可搬型スプレイ設備を配備し、放水することにより貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和することを求めている。」（乙15の200頁）ところである。

エ 大規模損壊に対する手順、体制及び資機材等の整備

新規制基準においては、原子炉本体及び使用済燃料の貯蔵施設に共通して、「地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響」（設置許可基準規則43条3項5号）等を考慮した上で、「大規模損壊⁷時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策や放射性物質の放出を低減するため（略）いわゆるソフト面において、大規模損壊に対応する手順、体制及び資機材等の整備が求められる。」（乙15の179頁）ところである。

⁶ 重大事故等対処施設とは、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故（両者を総称して「重大事故等」という。）に対処するための機能を有する施設をいう（設置許可基準規則2条2項11号）。

⁷ 大規模損壊とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則2条2項12号）。

オ 小括

以上のとおり、新規制基準においては、使用済燃料の貯蔵施設について、「福島第一原子力発電所事故における教訓」（乙15の198、199頁）も踏まえ、十分な安全性を確保することが要求されている。

なお、原告らは、「使用済み核燃料プールは、格納容器のような堅牢な施設に囲われていない」（原告ら第9準備書面14頁）と主張するが、新規制基準においては、「使用済燃料貯蔵槽は鉄筋コンクリート製でできており、それ自体、堅固なものとして設計されている。（略）使用済燃料は放射性物質を閉じ込める役割を果たす燃料被覆管の健全性を維持するために使用済燃料の冠水状態の維持を行い、崩壊熱を除去すれば、放射性物質が放出されるような事態は考えられないため、原子炉容器、原子炉格納容器のような耐圧性を有するものとして設計することまでは必要ではない。」（乙15の203頁）とされているところであり、原告らの主張は理由がない。

- (2) 補助参加人は新規制基準をも踏まえて燃料プールの安全性を十分に確保していること

ア 建設時の安全性

燃料プールは、鉄筋コンクリート製であり、内面をステンレス鋼でライニング（内張り）し、排水口を設けない設計とするなどプール水の漏えい防止対策を講じているほか、水位及びプール水の漏洩を監視する設備が設けられている。また、燃料プールは、使用済燃料からの放射線を遮蔽できるとともに、使用済燃料を貯蔵容量最大で貯蔵した状態で、燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内の燃料位置等について想定されるい

かなる場合であっても、燃料の臨界を防止できる設計としている。そして、燃料プールへの注水・冷却については、燃料プール冷却浄化系⁸によるほか、残留熱除去系⁹を併用することで、崩壊熱が最大となる全炉心燃料を収納した場合でも、十分な冷却ができる設計としている（乙151の18, 38, 39, 8-9-1ないし8-9-5, 8-9-21頁）。

イ 安全強化策

補助参加人は、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故の発生を踏まえ、同年4月に安全強化策を公表し、同月中に、安全強化策のうち緊急安全対策として、同事故のような事態、すなわち、津波により、交流電源を供給する全ての設備の機能、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備の機能及び燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失する事態が発生したとしても、炉心損傷及び使用済燃料の損傷を防止し、放射性物質の放出を抑制しつつ、原子炉施設の冷却機能の回復を確実に図るための緊急安全対策を実施した¹⁰（乙59）。

具体的には、燃料プールの冷却機能が喪失した場合に、燃料プール水温の上昇とそれに伴う燃料プールの水位の低下を補うための代替注水設備として消防車を配備した（乙49）。

加えて、補助参加人は、平成25年9月までに、安全強化策のうち更なる対策として、原子炉及び燃料プールへの注水の

⁸ 燃料プール冷却浄化系とは、使用済燃料からの崩壊熱を除去して燃料プール水を冷却するとともに、燃料プール水をろ過脱塩して、燃料プールの水の純度及び透明度を維持する系統をいう。

⁹ 残留熱除去系とは、原子炉の停止後の炉心や燃料プール内の使用済燃料からの崩壊熱の除去等を行う系統をいう。

¹⁰ 緊急安全対策等を踏まえて補助参加人が平成24年までに実施した本件原子力発電所の安全性に関する総合評価（いわゆるストレステスト）において、燃料プールは、当時の基準地震動に対して2倍の耐震裕度があることを確認している（乙152）。

信頼性向上のため、原子炉建屋内の代替注水配管の耐震裕度向上及び原子炉建屋内の配管へ消防車から直接接続できる配管の設置を実施したほか、代替注水設備であるディーゼル消火ポンプの燃料タンクを大容量化した（乙153）。注水時の水源として敷地内にある大坪川ダムからの給水も可能である（乙9の9頁）。

ウ 安全性向上施策

補助参加人は、平成25年7月の新規制基準施行に先立ち、同年6月に安全性向上施策を公表した。安全性向上施策においては、新規制基準において新たに要求事項とされた重大事故等対策を中心に、各種対策を行っている。

具体的には、既存の燃料プール冷却機能に加え、燃料プールの注水機能の強化として、消防車により燃料プールへ直接注水するための注水配管を追加するとともに、屋外から燃料プールに注水できる高所注水車を配備しており、注水時の水源として耐震性の高い大容量淡水貯水槽も設置している。また、燃料プールの監視機能の強化として、広域水位計・温度計、監視カメラ等を設置し、燃料プールの水位が著しく低下した場合でも燃料プールの状態を監視できるようにしている（乙9の9、10頁、乙154）。

エ 小括

以上のとおり、補助参加人は、本件原子力発電所において、新規制基準をも踏まえ、燃料プールの安全対策を講じており¹¹、

¹¹ 補助参加人は、燃料プールにおける燃料損傷防止対策の有効性評価を実施し、同対策が有效地機能することを確認している（乙16の22、24、35、47頁。乙151の100ないし103、10-4-78ないし10-4-83頁）。

その妥当性については、新規制基準適合性確認審査において審議、判断されることとなる（なお、本件原子力発電所のように停止中の発電所における燃料プールの安全性について、原子力規制委員会は、使用済燃料の冷却が十分に進んでいることから、放射性物質放出の危険性は極めて低い旨説明している¹²。）。

すなわち、補助参加人は、原子力規制委員会による新規制基準適合性確認の判断により本件原子力発電所の安全性が確認された上で、再稼働することを目指しているのであるから、補助参加人に「回復することができない損害が生ずるおそれ」はなく、被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はない。

3 原告らの「求釈明」について

(1) 「求釈明」①について

新規制基準における要求事項については、前記2(1)において述べたとおりであるところ、補助参加人は、燃料プールを含む安全施設について、自然現象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地すべり、火山の影響、生物学的事象及び森林火災）及び外部人為事象（航空機落下、ダムの崩壊、爆

¹² 夏田豊志・原子力規制委員会委員長（当時）は、令和2年6月18日、衆議院原子力問題調査特別委員会において、「長期間停止中の原子炉においては、長期間にわたってこの冷却が継続しておりますので、燃料から発生する発熱量は既に小さなものとなっています。このため、先生のおっしゃるような地震、津波、あるいはテロのような行為によって使用済み燃料が置かれている燃料プールが壊れるというような事態になった場合であっても、いわゆる事故が起きたときに必要な措置をとるための期間というのは、冷却が進んでいることにより、非常に長い時間、したがいまして時間的な余裕が十分にあります。」と説明している（乙155の8、9頁）。

また、田中俊一・原子力規制委員会委員長（当時）も、平成28年4月20日、参議院決算委員会において、「使用済燃料プールなんですが、それについては耐震性というのもきちっと評価しておりますし、緊急的な安全対策として移動電源車も含めたり、あるいは緊急的に水がなくなった場合の補給ができるような施設というのを求めております。いずれにしても、使用済燃料はかなり冷却していますので、そう大きなリスクは生じないというふうに思っております。」と説明している（乙156の9頁）。

発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害)による損傷、人の不法な侵入等、火災及び溢水による損傷等をそれぞれ防止し、これらにより安全性を損なわないものとしている。なお、テロ等の対策については、燃料プールは防護区域内（特定核燃料物質¹³の防護のために設定された区域内）に設置されており、厳重なセキュリティが施されている（乙151の9ないし14、8-1-1、8-1-2、8-1-48ないし8-1-69頁）。

さらに、補助参加人は、燃料プールについて、重大事故等が発生した場合においても、燃料プール内の燃料体の著しい損傷を防止することとしている。すなわち、燃料プールの冷却機能若しくは注水機能の喪失又は燃料プールからの水の漏えいその他の要因により燃料プールの水位が低下した場合において、常設代替燃料プール注水系及び可搬型代替燃料プール注水系を用いて燃料プール内の燃料体を冷却できる設計としている（乙151の30、35、36、39ないし41、71、72、8-1-11、8-1-12、8-1-135、8-1-136、8-1-171、8-1-172、8-1-175、8-1-176、8-9-13ないし8-9-15、8-9-22、8-9-23頁）。

加えて、補助参加人は、大規模損壊時における燃料プールにおける水位の確保等のための対策についての手順、体制及び資機材等を整備している（乙151の79、10-4-11頁）。

上記燃料プールの安全対策の妥当性については、今後、新規制

¹³ 特定核燃料物質とは、プルトニウム（プルトニウム238の同位体濃度が100分の80を超えるものを除く。）、ウラン233、ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律2条6項）。

基準適合性確認審査において審議、判断されることとなる。

(2) 「求証明」②について

新規制基準における要求事項については、前記2(1)において述べたとおりであるところ、燃料プール等の耐震安全性については、「使用済燃料貯蔵槽は、耐震重要施設¹⁴であることから、基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。使用済燃料貯蔵槽は鉄筋コンクリート製でできており、それ自体、堅固なものとして設計されている。」

(乙15の203頁)とされており、また、「重大事故等対処施設に位置づけられる使用済燃料貯蔵槽の計装設備には、基準地震動による地震力に対する機能維持が要求される。」(同202頁)など、施設及び設備の機能等を考慮した要求がなされている。

補助参加人は、燃料プール等について、それぞれの耐震重要度分類に応じた耐震安全性を有することを確認している。具体的には、燃料プール本体や残留熱除去系による燃料プール冷却運転に必要な設備、当該設備に係る水温計等の計装設備については、耐震重要度分類Sクラスとしており、当該施設については基準地震動Ssによる地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがない設計としている。また、重大事故等対処施設に位置づけられる常設代替燃料プール注水系及び可搬型代替燃料プール注水系による燃料プール冷却運転に必要な設備、当該設備に係る計装設備についても、基準地震動Ssによる地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがない設計としている(乙151の9ないし11、

¹⁴ 耐震重要施設とは、設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいものをいう(設置許可基準規則3条1項)。

8-1-15ないし8-1-30, 8-1-189, 8-9-13ないし8-9-15頁。なお、原告ら第9準備書面14頁18行目の「計装計」は「計装系」の誤りであると思料される。)。

上記燃料プール等の耐震安全性については、今後、新規制基準適合性確認審査において審議、判断されることとなる。

第2 第98回定時株主総会においても本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が引き続き圧倒的多数の株主の支持を得ていること

被告ら及び補助参加人は、令和4年6月28日に開催された補助参加人の第98回定時株主総会において、本件原子力発電所が新規制基準に適合していることの確認を得た上で、再稼働を目指すという経営の基本方針を明らかにした(乙3の9の29頁)。

これに対し、株主である原告1名から、補助参加人提案の第3号議案(取締役9名選任の件)に対し、本件被告である金井豊を含む4名を取締役に選任しない趣旨の修正動議が提出されたものの、賛成株主少数により否決された上で、原案である第3号議案は、圧倒的多数の株主の賛成をもって承認可決されている(乙2の9の2, 3頁)。

なお、被告石黒伸彦は、現在、補助参加人の取締役ではない(乙2の9の2, 3頁, 乙3の9の8ないし15, 41, 42頁)。

また、原告らのうち5名を含む一部の株主から、原子力発電に関連し、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われており、特に、第5号議案は、「原子力発電は行わず(略)原子力発電に頼らないカーボンニュートラルを実現する。」などというもので、本件訴訟の請求の趣旨1(1)に相当するものであるが、かかる株主提案はいずれも

下記のとおり圧倒的大差で否決されている（乙2の9の2、4頁、乙3の9の17ないし19頁、乙36の9）。

第5号議案 (原子力発電事業からの全面撤退)	賛成率4.0パーセント
第6号議案 (再処理の禁止等)	賛成率3.9パーセント

第3 結論

以上に述べたとおり、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針は、圧倒的多数の株主の支持を得ており、これに対し、本件訴訟の請求の趣旨と同旨の原告らの株主提案等は、圧倒的大差で否決されている。

そして、被告らは、上記方針に基づき、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において、本件原子力発電所の安全対策の妥当性等が審議、判断された上で、本件原子力発電所が同基準に適合していることの確認を得られれば再稼働することとし、同審査に適切に対応しているのであって、関係法令及び定款を遵守し、適法かつ適切に業務を執行していることは明らかであり、被告らに監督注意義務及び忠実義務違反はない。

よって、原告らの請求は、速やかに棄却されるべきである。

以上